

平成17年度第2回
宮城県行政評価委員会政策評価部会

日時：平成17年9月2日（金曜日）
午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成17年度第2回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日 時：平成17年9月2日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：関田 康慶 委員 長谷川信夫 委員 宇田川一夫 委員 大滝 精一 委員
濃沼 信夫 委員 鈴木 ハツヨ委員 宗前 清貞 委員 林 一成 委員
水原 克敏 委員

司 会 それでは、ただいまから、平成17年度宮城県行政評価委員会第2回政策評価部会を開会いたします。

開会に当たりまして、佐々木企画部長よりごあいさつを申し上げます。

佐々木 会議開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

企画部長 本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、またお暑い中、第2回政策評価部会にご出席を賜りまして本当にありがとうございます。また、日ごろ県政の推進に何かとご尽力、ご協力いただいておりますことに対しましても厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、6月22日に開催いたしました第1回部会におきましては、県の評価原案であります政策評価・施策評価基本票について諮問をいたしましたところでございます。その後、7月、大変暑い中、専門部会ごとに五つの分科会に分かれ、大変長時間にわたりまして熱心なご審議をいただきましたこと、まことに感謝を申し上げたいと思います。分科会の場におきましては、答申案としてまとめられた事項以外でも専門的な立場からのご意見、ご指導いただきましてまことにありがとうございます。委員の皆様には感謝を申し上げたいと思います。それから、この審議の中で委員の皆様からいただきましたご意見につきましては、今後の重点施策の選定あるいは県の事業の見直し、企画立案等に反映させていただきたいというふうに考えております。

この行政評価システムにつきましては、条例施行して今年で5年を迎えるわけですが、やっと庁内的には定着してきたのかなという感じがいたします。なお、それでも、例えば政策評価指標の新たな設定ですとか見直し、あるいは県民満足度の活用、あるいは委員の皆様からいただきました意見の施策、事業等への反映等につきましてはまだまだ改善の余地があるのではないかと考えております。いずれにしましても、Plan・Do・Seeがうまく循環するような形でよりよい行政評価システムを構築してまいりたいと思いますので、委員の皆様には引き続きご指導を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

本日は、各分科会の審議の結果をご報告いただきまして、答申案についてご審議をいただく予定となっております。答申案がまとまりましたら知事に答申をいただきまして、その後、この答申を受けて県での対応方針を作成することにいたしております。第3回の政策評価部会ではこの県の対応方針を含めた評価書についてご報告する予定にいたしております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ありがとうございます。

司 会 本日は、関田部会長をはじめ、9名の委員にご出席いただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしております。会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、安藤委員、小林委員、福島委員は、本日所用のため欠席されております。

ご発言の際には、マイク右下のスイッチをONにして、ご発言いただきたいと思っております。終わりましたら、OFFにしてください。ご面倒をおかけしますが、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。関田部会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

関田部会長 暑い中、お忙しい中、どうもありがとうございます。

衆議院の選挙が行われていますけれども、マニフェストを各政党が出して、それを国民が選択するというような流れになっているんですが、こういうマニフェストの根拠になるようなさまざまな資料というものがやはり必要でありまして、それがなければただの紙ということになります。行政部門におきましても、やっていることが県民の側から見えて、それがさまざまな行政にかかわる判断につながる。あるいは行政部門の中の方々が自分たちのやっていることがどういうものであるかというものを自分で確認するという、こういう作業の過程ではやはりそれに関する政策・施策・事業の評価がどうしても必要です。

宮城県は全国に先駆けてこのようなシステムづくりを始め、だんだん整備されてはきておりますが、日本のモデルというところまでにはどうかなという点も幾つかありますので、ぜひきょうの答申、非常に重要なことでもありますけれども、そういうことも今後の視点も踏まえてご議論いただければと思います。

きょうはそういう問題点がありますけれども、今までの各分科会の評価の結果をご報告いただき、そして答申案にまとめていくということでございますので、活発なご議論をお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、最初に、議事録署名委員を指名したいと思います。前回の第1回政策評価部会では福島委員、水原委員をお願いいたしました。今回は名簿順でございますが、長谷川副部会長と安藤委員のお二人をお願いするところでございますが、安藤委員がご欠席でございますので、宇田川委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「わかりました」の声あり）では、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてでございますが、当部会の決定に従いまして、当会議は公開といたしております。傍聴の皆様は、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

議事1の各分科会の審議結果につきまして、これまでの経過及び本日の議事の進め方などについて事務局からご説明をお願いいたします。

土 井 行政評価室長 それでは、これまでの審議の経過、本日の議事の進め方、そして今後の予定の3点につきましてご説明申し上げます。

参考資料1、各分科会の審議経過及び予定をご覧願います。

最初に、これまでの経過についてご説明申し上げます。資料に記載のとおり、本年度の第1回部会は6月22日に開催いたしました。この部会で本年度の政策評価・施策評価の審議の進め方、各分科会の所属委員及び各分科会で所管する政策についてご審議いただきました。その後、7月にかけて3回にわたり分科会を順次開催し、政策評価・施策評価基本票についてご審議いただきました。この各分科会での審議結果につきましては、仮評価という形で委員の皆様から書面でちょうだいし、本日の審議資料1として取りまとめております。

次に、本日の議事の進め方についてご説明申し上げます。

お手元の次第の3、議事をご覧願います。

議事の(1)では審議資料1に基づき分科会ごとに審議結果をご報告いただきます。議事の(2)では、審議資料2に基づき分科会報告を踏まえ答申案の内容についてご審議いただきます。審議の後でこの答申案につきまして委員の皆様のご了承をいただきたいと思いますと考えております。本日の部会でなお調整を要する部分が残った場合は、今後の対応方法を含めて決定していただきたいと思いますと考えております。

最後に、今後の予定につきましてご説明申し上げます。まず、本日ご審議いただく答申案につきましてご了承いただいた後、10月5日に関田部会長から知事に答申いただきたいと思いますと考えております。答申を受けまして、県では行政評価条例第10条第1項の規定に基づき、答申に対する県の対応方針とその方針を踏まえた最終評価結果を記載した評価書を作成することとなります。この評価書につきましては11月11日に開催を予定しております第3回政策評価部会で報告させていただく予定であります。

私からの説明は以上であります。

関田部会長 ありがとうございます。

事務局から本日の進め方と今後の予定についてのご説明がございましたが、これにつきまして何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。このような手順で進めさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明があったように進めたいと思います。

議事の(1)各分科会の審議結果についてでございます。ここでは各分科会の審議結果につきまして、コーディネーターの委員の方から順に7分程度でご報告をいただければと思います。ご説明の資料はお手元の審議資料1「平成17年度政策評価部会 各分科会審議結果報告書」であります。審議の結果、特に県の評価で問題や課題があるとされた点を中心にご報告をいただければと思います。

なお、適宜審議資料2の答申もご参照しながらご説明いただければと思います。

まず初めに、福祉分科会における審議の結果につきまして、コーディネーターである濃沼委員よりご報告をお願いいたします。

濃沼委員 福祉分科会の方は資料1の1ページ目から8ページまでのところをご覧下さい。

福祉分科会では3つの政策と13の施策を評価いたしました。1ページ目に総括表が出ております。結果から言いますと、やや全体的な評価は低目だと思います。そ

の理由の一つは、5年目ということで評価をするたびに評価が厳しくなります。第三者評価でも初回時に比べて更新時は評価が辛くなるということがあります。それから、もう一つは、それぞれ担当課が一生懸命されている努力の跡は強くうかがえたのですが、さらなる努力をお願いしたいという、期待感を含めてやや低目になっているように思います。

もう一つ申し上げますと、7ページの6の「子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実」というところのコメントにある、「基本表B-3で」というくだりです。「『満足度は50と低調なのは要求水準が高い結果であり、効率性が低い結果ではない』と言い切っている。根拠があればいいのだが、満足度は県民の目から行政を評価する幾つかの指標の一つであり、これを謙虚に受け止める姿勢が欲しい」となっております。評価を何回もされるようになると、ある意味で厳しい評価があっても、今回ここにありますように、満足度が低いのは努力が足りないわけではなくて、そもそも要求水準が高いからだとしてしまうと困ります。そういうことでない対応をしていただきたいという、期待を込めてやや低目のことになっているということです。

結果を三点ほど申し上げますと、一つは、今回評価を行った対象は、すでに評価を行っているけれども、引き続き重要度が高いということから、これまで評価を行った施策が多いので、今回、前回、あるいは前々回コメントをしたその点がまた再び繰り返し指摘をするということが結構あります。そのことが結果的にはこれまで申し上げたことが余り改善されていないということを指し評価が低くなった可能性もあるかと思います。つまり、同じものを対象に評価を行った結果、繰り返し指摘ということによって評価が低くなったということがあります。逆に言いますと、そのことはやはり改善をしていただきたいと繰り返し申し上げたいということでもあると思います。

それから、全体的にみて、評価指標の課題が各施策でかなりウエートを占めました。評価指標自体がなかなか評価に耐えられないということがありました。今回はこれでやるしかないということですが、次回に向けてやはり指標を複数で、しかも中身が見えるものに改善していただきたいということです。それが二点目です。

三点目はこれも全体的なことですが、重視度と満足度の扱いです。これは従来からそうなのですが、これの技術的な課題をどこかで詰める必要があります。どうしても中央値に従った評価というものになりがちです。平均値も併記すべきではないかとか、満足度がほとんど変化がないので変化があるような形をやはり考えていかないといけないのではないかとか。あるいは重視度と満足度だけではなくてほかの指標もとっているわけですから、そういうものもぜひ活用していただきたいとか、その辺のところ議論が各施策でも随分出てまいりました。

個別につきましては、政策の三番目の子どもを安心して産み育てるとか、少子高齢化がほかの二つの政策に比べますと3という評価でした。ほかの二つは政策は4の評価ですが、この子供に対する対策は今の時代のんびり構えてはいけないということで、やや低目です。どれも今後評価してそのことを期待するという気持ちを込めてですが、政策としてはその部分が低目でありました。

個別の施策の評価については細かなこととなりますので、資料をごらんいただきたいと思います。以上です。

関田部会長 ありがとうございました。

福祉分科会からのご報告でございました。あと順番に各分科会のご報告をいただきます。それでは、環境分科会、長谷川委員、お願いいたします。

長谷川副部会長 環境分科会では9ページから13ページまでですけれども、この中で私たちが評価したのは、この表にありますように、政策評価では3つで、施策評価では8つということでございまして、この中で、かなり厳しくというか、判定でいうと2というのが一つございます。それについてちょっとお話ししますけれども、それはちょうど次の8番目の「地球環境の保全」というところです。全体として判定を2にしているということなんですが、その理由の大きなものがどこにあるのかということ、最初に書いてありますけれども、指標に対して計算している根拠のデータが3から4年前のデータを使っているということなんですね。そうしますと、ここの行政評価というのは単年度ごとというか去年度の評価をしているわけですから、かなり昔の評価ではとても私たちが全体的な県の行政に対して評価できないだろうということでもあります。

この理由としては、ここの政策評価全体の中で言いますと、地球温暖化に係りますCO₂の発生量ということで、例の京都議定書でやっている国の全体的な評価を使っているんです。そうしますと、国のデータというのは基礎データは全国をまとめますのでどうしてもおくれてしまう。そのデータを使っているわけですよ。ところが、宮城県からするとそのデータというのは部内から全部出ているわけです、去年のデータは。ある程度公表されているわけですから、そのデータを使って評価をした方がよりいい評価になるだろうということなんですね。

そこら辺で少し行政の方と議論したんですけれども、そういうことをぜひしてほしいということがありました。そういう点で県のこれから努力をこれからしていただくということも含めて少し評価を低くしております。そういう点では問題がある。

それから、もう一つは、次のページになりますけれども、新エネルギーの導入促進の指標というのがCO₂の排出量ということで評価していることです。新エネルギーを新しく導入したときには、当然CO₂の削減とか地球温暖化の排出量よりも、実は新エネルギーをつくることによってどのくらいエネルギーが削減されたとか、あるいは場合によってはエネルギーが何キロワット出たとかいうようなことで評価すべきではないかということで、一番下に書いてありますけれども、そういうことで評価そのものが指標としておかしいんじゃないかということ。

それから、県の努力というものが見えてこなかったということですね。新エネルギー等の導入促進の中の一番目のところに書いてありますけれども、民間で行っている普通の一般住宅における太陽光発電設備に対して評価している。ところが、県が2年前には小学校とか県のいろいろな公共のそういう教育施設については太陽光発電の設備をつくって積極的に環境教育を含めたものをやりたいということになっていたんですけれども、それが全然記載されていなかったということで、評価としては非常に低くしてしまっただけですね。実は後で県の方のご説明を受けまして、決してそうではなくて、ある程度学校なんかではしていますよということだったんですけれども、私たちが説明を受けたときにはそういうことがなかったものですから、評価は低かったということでもあります。

あとは特にそれほど問題ないんですけれども、データが非常に古かったというこ

とがあります。それをできるだけ新しくしなければ結局評価にはつながらないということでもあります。それがかなり厳しい評価で2ということでもあります。

そのほか、次の10ページ目のところでは、「環境負荷の少ない地域づくりの推進」ということで、評価とすれば5ということになっておりますけれども、この5というのは理由とすれば二つございまして、一つは大気については平均的なんですけれども、次のページの11ページのところの水質であります。水質について一応目標値を立てておりますけれども、目標値は十分に達せられているということで、非常にいいんです。ただ問題なのは県民の満足度が50と低調であるということなんです。このことは毎年の議論になるんです。ここでは水環境について評価すべきなのに、この指標は水質についてなんです。ですから、高く出ておりますけれども、実は水環境というのはもう少し県民の人たちからするともっとよくしてほしいという期待があるものですから低かったということです。そういうことで、そういうことがわかるような評価をしていこうということでもあります。そのときに県の方でやっている中で言うと、例えば自然保護課の中でやっております伊豆沼の水環境もやっているわけです。ですから、そういうものも含めてもう少しPRしておけば全体的に県民の皆さん方の満足度も上がるのだということで、やはり先ほど部会長がおっしゃっていますように、県民に見えるような施策をすべきだということは大変重要なことでもあります。

それから、二つ目は最後の方のダイオキシンです。ダイオキシンについてはかなり一般の廃棄物の焼却施設からは非常に少量になっておりますので、十分に対策は立てられたということで評価をしますと比較的いい評価の全体的に5だということです。

最後の11番目の「循環型社会の形成」のところは11ページに書いてございましてけれども、ここ全体ではどちらかと言うと廃棄物あるいはリサイクルということがここで問題になっておりますけれども、今までも全体的に県がそれに対応しておりますのでいいんですけれども、県が直接対応するというのは余りございませんので、少し評価とすればこの程度かなと。特に今はあちこちの市町村では減量化というか、リサイクルをしておりますけれども、そういうものに対して県がどの程度の指導をしている、あるいはアドバイスをできるかということがまだちょっと見えてこない点があるんですね。ですけれども、全体的に見てみれば減量化というか、ごみの排出量が少しずつ減ってきているということがありますので、そういう点では中間的な評価であります。

そういうことでございます。あと細かなことがありますけれども、全体的にそういうことであります。

関田部会長 ありがとうございました。

二つの分科会のご報告をいただきましたが、ご質疑は答申案の中身も重なりますので、そのときにお願いします。

それでは、教育分科会の報告を水原委員からお願いいたします。

水原委員 ご報告いたします。

教育分科会は14ページから20ページまででございますけれども、5政策、13施策ですね。そのうちの3政策、11施策を審査審議いたしました。判定はごらん

のとおりで、政策評価3が1、5が2ということで、施策に至っては2、2、7というふうな仕方で、3、4、5の評価を出しております。

三つのうちの一つですが、最初、「個性個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」ということで、これについては評価を5といたしました。

その施策に関しては五つございますが、右側15ページ、「特色ある学校づくり」というところでは、もう少し小中高の連携をする仕方で特色ある学校づくりはどうかというふうなことを提起しております。

それから、「不登校児童生徒」のところでは、中学校に行くときに急に不登校がふえるものですから、むしろ小中との連携で小学生に顔の見える中学校との連携というようなことがもっとあってはいいんではないかというふうなこと。それから、学力問題で次第に学力対策が講じられますと不登校が逆に出始める可能性がありますので、両面相まった教育体制を十分にとった方がいいというようなことも記していますが、評価としてはこれも5といたしました。

それから、「障害児教育の充実」に関してですが、16ページの上の方に書いていますが、県立こども病院との連携など、教育だけではなくて医学の見地も連携しながらやってほしいというふうな要望を入れております。

それから、「大学高等教育の充実」に関しては、大学の就職対策がかなりうまくいってしまっていて効果的なんですけど、行政的観点から見ると県民の満足度がかなり低いので、そこら辺どうしたものかというふうに考えています。何か教育行政としてきちんとした指針が見えるような何かそういうものが県民にアピールしていないかなど。どうも過去のトラブルのイメージが引きずっていて、それを払拭するような行政の指針が見えないということがあるのかなと思っていますが、指標としてちょっと感じるのは、卒業生の就職率というふうなところで指標を立てているのですが、それでいいかどうかというのが相変わらずここ2、3年ちょっと迷いながら、何度も注文つけながら、こちら迷っているところです。

それから、「地域に開かれた学校づくり」ということですが、これも地域の住民からすると満足度が低いので、やはり開かれている気がしない、あるいは参加している気がしないというふうなことで、地域の人を巻き込んだ学校づくりということが求められるかなというふうに思います。

この評価した五つの施策を含めて「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」に関しては評価を5といたしました。

それから、次の26番目、「地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興」ということですが、これに関して、これは全体的な問題が、書き方、16ページから17ページで申し上げているんですが、施策を反省し改善策を立てて次の事業へつなぐというふうな説明がきちんとなされていなくて、何か新しいビジョンができるからそれでいいんだというような仕方を各項目全部コピーで張りつけるような形で、どの項目を読んでも同じ文章が出てきて、それぞれについて説明なさってないというようなことだったものですから、その点に関してそれを修正するようお願いいたしました。

2の「美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり」ということですが、例えば価値観が多様化しているというふうなことならばそれに対して県はどうしたのか。それに対しての施策のストーリー、仮説的なストーリーが見えないというふうなことです。しかも、指標等が民間が半分以上を占めるような入場者数と

いうふうなものを計算することで本当にいいのだろうかというふうなことを疑問に言っております。

それから、3番目が「県民が行う創作活動や表現活動への支援」ということで、これもやはり県民が不満だと言っているのも、どうも県民の満足度に対して、もしかしたら県民はいら立っているかなというふうなことを持つのですが、それに対する解釈では何かちょっと甘い解釈、先ほど濃沼委員が読んでくださったような、そういうふうな解釈が見えるので、もっと謙虚に不満に対する対応を考えたらどうかというふうに考えています。

それから、「食文化等の生活文化の保存・継承・活用」、これに関しては正確に分析しながら考えておられるようですが、もう少し持続するような、何か選んだ町村だけとの関係だけでその年で終わるだけじゃなくて、それを蓄積しながらそのまま続くような何か施策を打てばいいのになというふうなことでご意見を申し上げます。

そういうことで、この領域に関しては7段階のうちの3というふうなことが総合評価といたしました。

それから、35番目の「国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進」ということですが、右側、19ページ国際化を担う人材育成の推進というところで、ALTの1人当たりの生徒数というふうなことで指標を出していますが、これは教育行政の課題であって、何か国際化を担う人材育成の推進というところにつながるものかどうかというふうなことで、むしろこれは英語教育とか何かというふうなところの「特色ある学校づくり」のところできちんと別な形の評価を受けたらどうか。ここに入る仕方であっていろいろな意味での評価があいまいになっていないかというふうなことを申し上げました。

それから、「外国人の暮らしやすい環境づくり」ということですが、住まいるサポーター設置事業というものがどうも県のサポートを要するものではなくなっているというふうなことだとすれば、撤退するというのもあってはいいかなというふうなことで、その点、見直しなども含めて考えてはどうかというふうなことでした。

それから、「さまざまな分野の県民の国際交流・協力の推進」ということですが、県は何をすべきなのか、県は独自の事業を行うべきなのか、それとも全体のコーディネートしながら皆さんのお助けのコーディネートの役割をすべきなのかというふうな、そういう施策の選択の分かれ目にきているんじゃないかというふうなことを話し合いました。

ですが、以上いろいろ踏まえながらこの政策に関しては判定5というふうにいたしました。

以上、3政策についての概略でございます。ご報告を終わります。

関田部会長 ありがとうございました。

それでは、産業分科会の方のご報告を大滝委員からお願いいたします。

大滝委員 産業分科会の審議結果について報告いたします。

21ページから27ページまでが産業分科会の部分です。ここでは21ページの頭に書いてありますように、三つの政策、それから17の施策について評価をしました。中央に割合と固まっているというか、中央付近にあって、中程度の評価とい

うことになっていると思いますけれども、割合と厳しいものと、それから努力の結果が次第にあらわれてきているものと分かれてきているということも一方ではありません。

まず最初に、「産業技術の高度化に向けた研究開発の推進」ということですがけれども、この政策も含めて、今回三つの政策はこういう研究開発とか、それから、その成果を使って事業化に結びつけるとか、その事業化の展開の中で消費者のニーズをうまくみ上げるといふ、そういう部分に比較的関連しているものが政策として取り上げられています。これは今現実に宮城県の経済が置かれている状況という面から見ても、本質的にここの部分に力を入れないとなかなか新しい経済の活性化の方向が見えてこないという意識もあろうかと思えます。

この21ページの政策12については、主に研究開発を対象にしているわけですがけれども、今非常に予算の制約が厳しいということがあって、何を目標とした研究開発なのかとか、それから県内の他の研究開発機関との間の違いとか差別化というものを相当意識する必要があるのではないかと。それから、それぞれ産業分野に限られた資金を投下するということをするわけですがけれども、その場合の資源配分のあり方といったようなことについてももう少し本質的な議論、どこをどの程度重視して、長期的にどこに成果を期待するかといったようなことについてきちんとした議論が十分に行われてきていないのではないかとというようなことについての評価。

それから、この政策12については産業技術研究成果普及率というものを指標として使っているわけですがけれども、これについては実はいろいろ問題があって、この箇所だけではなくて、ほかの箇所でもこの指標を使うことについての妥当性とか、もう少し違うものによって代替するか、あるいはもう少し違う指標によって何らかの形で補足するとかいうようなことが行われないと、この政策そのものを評価しているということにならないのではないかとというような、そういう評価が行われています。

22、23ページのところについては、その個別、具体的な施策についてのものです。これはさまざまな分野にわたっているので、時間の関係できょうはお話しできませんけれども、例えば23ページの「工業分野の研究開発」については、私たちの評価は割合高くて、ほかの分野に比べるとかなり研究開発の面での選択と集中ということがきちんとして行われて、取り組みの成果が一定の程度あらわれているというようなことがあって、ぜひこういう方向での検討を期待したいというふうに思っています。

23ページの二つ目の政策13の「新成長産業の創出・育成」ですがけれども、これは三つの政策の中では7段階判定の5で、私たちの評価は高いものがあります。これについてはまだ非常にはっきりとした成果があらわれてきているということではないと思いますけれども、これまでの取り組みの結果として、いろいろな例えば雇用の創出の面ですとか、それから起業の数とか、そういう面から見てかなり好ましい方向に政策の成果が見られるということで、相対的に高い評価になっていると思います。特に、起業とか新産業創出のためのいろいろな新しい仕組みの問題とか、それから、具体的に新しい雇用の創出とかいう面ではかなりよい成果が見られるということで、全体としても評価が高くなっています。

それから最後、25ページですがけれども、17の「消費者ニーズに即した産業活動の展開」というところですがけれども、この部分はまだ必ずしもはっきりとした政

策に対する成果があらわれているとは言えない段階で、かなり試行錯誤しているというふうに思われるところです。

消費者ニーズに即したとか、そういうものに合った産業の展開といっても、これはいろいろな分野があるということが一つと、それから実際に県産品のブランド化とか高品質化ということとかかわっているわけですがけれども、実はブランド化とか高品質化の背後には、単にマーケティングの活動とかブランドを認知してもらうというだけでなく、その背後にしっかりとした研究開発の裏づけとか品質の向上を図るための開発の努力とかということが必要になってきます。

ですので、この17の部分というのは前の高度ないろいろな製品とかサービスを生み出していくための研究開発の推進といったようなものと非常に密接に結びついていて、むしろ全体の事業の流れからいうと上流に位置する研究開発とこの政策17で展開されている消費者ニーズのようなより消費者とか顧客に近い下流との間をどうやってうまく結びつけていくのかというようなこととか、それから、マーケティングの努力と研究開発の努力をできるだけ短期間に結びつけていろいろなものを生み出していくという、そういう非常に機動的な開発活動とかということが求められる政策だと思います。

残念ながら、まだなかなか目に見えるきちんとした成果が上がっていないという分野が多くて、判定も3に近かったり、4でいろいろな努力をしているけれどもまだ成果が見えていないというか、そういう部分が多いのではないかと考えています。

特に今回、そういう開発とかブランドとか、マーケティングとかというようなことを非常に強調した政策の部分を取り扱ったというせいもあるでしょうけれども、そういうかなりはっきりとした資源配分に対する重点化とか、それから、事業とか産業の川上と川下をもっと効果的に結んでいく努力とかいうようなことが非常に重要な領域になっていますし、一部ではそういう成果が見えてきているんですけども、さらにこういう流れを着実に前に進めていく努力が求められているのではないかとこのように考えています。以上です。

関田部会長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、社会資本分科会のご報告を林委員からお願いいたします。

林 委 員 それでは、28ページになります。社会資本分科会の審議結果を報告したいと思います。

社会資本分科会では3政策、11施策について審議を行いまして、次のような結果になりました。

基本的に昨年度と大きく変わっていないんですけども、全体的に中央寄りに対して、評価3というのと評価5以上というのが大体半々ぐらいということになっております。それで、今回の政策と施策の審議をした結果として、一番大きく話題になりましたのが、政策を構成する施策、これの対応関係を見直す時期にきているのではないだろうかという感想が審議の中でいろいろ出てきております。

まず最初の、政策7番、「美しい県土の保全と災害に強い地域づくり」、これにつきましては、そこに書いてございますように、今回の県民満足度で県民が重視度90ということで非常に震災対策を特に震災に対する対策、これをいろいろ重視し

ているわけです。施策の中でもこの1番の「地域ぐるみの防災体制整備」、それから、次にページをめくっていただきまして5番の「震災対策の推進」、6番の「地震防災のための対策」ということについては非常に重視をしているという結果になっているんですけども、それが今までの防災という中で一くくりになっております。そういう中で、今最も重視すべき震災対策、宮城沖地震の対策ということで、こういうものについては、今の震災対策については、この中の一くくりではなくて、さらに上の政策レベル、その辺に持ち上げていかないとどうも全体が見えてこないというような結果になっております。そういう意味で、今までの政策と施策の体系というのは毎年見直されないということなんですけれども、次期に向けては、こういうものについてはもう少し整理していくことが必要だろうということの結果になっております。

今回のこの内容は昨年度と同じものを対象にしております。そういう意味でいろいろそれぞれの担当部課の方からいろいろな資料が出されて、改善されているところもいろいろ出てきております。ただし、この中でやはり一番重要視される震災対策につきましては、なおまだ不十分な点が多々あるということがございまして、その評価が施策の中でも評価が3というようなことの震災対策の方に全部集中した結果になっているといったところです。

まず、28ページの「地域ぐるみの防災体制整備」、これも昨年度も指摘したんですけれども、自主防災組織というものがございます。これは消防庁の方で調査していて、要は防災のいろいろな訓練だとかそういうものに参加している町内会、またいろいろなそういった組織、そういうものを中心にして組織率というものを出しているんですけれども、宮城県は80%です。きょう来ている方、80%、そういうところに組織されていて何かあればそういう中で動けるという気構えがあるという数字として読みますと、なかなか実感と離れている。ある市町村の調査ですと、そういったものは知らないという方も大分おられるということで、消防庁の方で出している全国値、また宮城県の数字、それを全部一つの指標として見ていくことで、8割だからということで安心もできないだろうという点の改善がいろいろ出てくるのではないだろうか。

また、今年度、29ページの上に書いておりますけれども、指標としましてそれだけでは足りないので、市町村における防災・震災の訓練参加者数というものも一生懸命考えていただきました。しかし、これについても実態がどういうものかよくわからないということで、全体的として組織率を使うのであれば、その実態が今どうなっていて、都市部の無関心層もかなり多いと思います。そういうところではどうということになっていて、または震災の被害想定というものと合わせた上で、そういった地域の防災体制づくりをどうしていくのか、その辺の戦略がどうも余り見えないということで、その辺を強く書いております。

それから、同じように30ページ、「震災対策の推進」ということで、昨今県が宮城県本部で地域防災計画の修正をしまして、第3次震災被害想定調査というものを県の方は実施して、それに基づいて市町村の防災計画を見直していただきたいということが一つの指標として、その見直しの更新平均年数ということで指標として取り入れていただきました。これもすべての市町村でこういうものを見直すのか。またその判断はどうか。7年というのが、例えば県が今修正しているのであれば、やはり市町村も必要であれば早急に見直していく状況ではないだろうか。余りの

んきなことではないということで、平均年数を指標として、それから少しずつ改善されていきますということではないだろうということです。市町村の地域防災計画の見直しというのはどういう視点で、どういうことでやっていくのか、その辺の基準の策定、またそういった中で県が市町村を指導していくという方向性が出てこない、なかなかこういう指標を用いても実質的ではないだろうということでございます。

それから、最後の6番目の「地震防災のための必要な施設・設備の整備」というものがございます。これも消防庁の方で消防力の基準ということで、こういった防火水槽だとか消防ポンプ、こういったものの設置基準を決めているんですけども、平成16年度の数字がまだ出てきていないから、県の方で把握できていません。評価指標がないのでこの辺の達成度がどうなっているかわかりませんという回答でございました。これも考えて見ますと、確かに国の調査なんですけれども、こういった防火水槽の設置数だとか消防ポンプだとか、いろんな難しい定義はありますけれども、このくらいは日頃、県がどの程度整備されているのかという数字はつかめるはずなんです。つまり、国のそういった統計とかが出てこないから、こういった指標を上げていても、これはわかりませんということでは宮城県の今の防災対策はどうなっているんですかという、県民の声が聞こえてくるだろうということです。そういう意味で、非常に担当課には申しわけないんですけども、今一番ホットな話題でございますし、そういった中で見ていただきますと、やはり震災対策については政策として全体的にどう扱っていくのか。また、その施策として今ここで県ができることをいろいろ書いてございますけれども、ライフラインの問題ですとか、それから復興に向けてどうするのか、そういったことも全部絡めながらの施策の体系の整理といたしますか、実証していかないと、なかなか県民に震災対策をやっていますといっても理解得られないだろうということで、かなり厳しい評価になったところでございます。

それから、31ページの「国内外の交流の窓口となる空港・港湾の整備」、これにつきましては昨年度評価5だったので若干評価が落ちております。全体的にはこの政策また施策自体がそれなりに順調に進んでいるということなんですけれども、一つは、港湾の県民の評価が非常に低いという結果になっております。昨年度もこういう結果が出てきているんですけども、なかなか港湾施設の整備、また港湾周辺のいろいろな機能整備というのは、県民の生活とかかわりが直接見えるものではないんですけども、さらに余りにも県民の評価が低いということで、そのあたりをやはり上げていく努力、それにはいろいろなPRもあるでしょうし、港湾をいろいろ開放して市民、県民にいろいろな活動を見てもらう機会だとか、また物価自体が、やはりこういうコンテナの埠頭ができる、またいろいろな流通が整備されてくるということが、県民の生活の豊かさを増しているんだという観点もあると思います。県民が直接利用していないんですけども、そういうPRの機会をもう少しふやしていったほしいというようなことを書いております。

それから最後に、33ページの、今度は国内の交流の方でございます。33ページの34、「国内交流を進めるための交通基盤の整備」。これは次のページを見ていただきますと、施策の構成は、高速道路と国道・県道・市町村道ということで、道路が中心でございます。県民の要望はどこが高いかというと、この一般道、国道、県道、市町村道と、それから公共交通というものに対して県民の関心は高いで

すが、要望も高くなっています。高速道路というのは一番その中では低くなっているんですけども、今道路しか重点施策として上がってきていない。これからの高齢化の問題、先ほどの環境問題、いろいろございますし、そういう中で車オンリーのやはり交通体系というものしか見えてこない。もう少しこの公共交通をどう活用していったり支援していったり、そういった方向がなかなか見えてこない。国内の交流というのは道路、自動車だけではなくて、公共交通、いろいろな結節点の整備、そういうものも含めた交通基盤をやはり整備していただきたいということで、評価を3ということにしております。

以上でございます。

関田部会長 ありがとうございます。

一応これで各分科会のご報告が終わったわけですが、ご意見、ご議論につきましては、答申案の中に同じ内容がございますので、その答申案の質疑の中でご発言をお願いしたいと思います。

それでは、議事2の答申案について入ります。

審議資料2をごらんください。

11ページ以降が行政評価委員会政策評価部会の意見答申案でございます。答申案は見開きで左のページが県の評価原案でございます。それから、右の方が政策評価部会の意見ということで対応しています。右のページの内容につきましては先ほどの審議資料1と同じ内容でございます。11ページから80ページまでの答申案のうち、右側のページの政策評価部会の意見の部分につきましては、先ほど各分科会からのご報告を得たわけでございますので、そのご報告の内容等を踏まえましてご審議いただきたいと思っております。大体各分科会6分程度とりまして、コーディネーターの委員の方々からご報告いただいた内容も含めまして、ご意見とかご質疑いただきたいと思っております。

それではまず、福祉分科会、11ページから24ページ。福祉分科会の内容につきまして、ご意見とかご質問ございましたらよろしくお願いたします。

左の県の評価内容に関して、政策評価部会の評価があったわけですから、右側を見ると大体左の内容がある程度対応できるわけですけども。先ほどコーディネーターの濃沼委員の方からもご指摘ありましたように、例えば県民満足度の内容等を判断する際にちょっと都合のいいような解釈が行われているんじゃないかとか、幾つかのご指摘もあって、水原委員の方からのそういうような内容のご指摘もありましたけれども、こういう資料とかデータを見るときの評価、対応のあり方がどういう態度で行われているかというようなこともありますので、そういうご指摘が一つ重要な点ではなかったかと思っております。そのほかに何かご意見とか…。どうぞ。

濃沼委員 個別ではなく全体的なことによろしいですか。

関田部会長 福祉分科会の全体的なことですか。

濃沼委員 いえ、例えば8ページの所感というところです。

関田部会長 それはまた後で審議いたしますので。

濃沼委員 そちらを先にやった方が能率的な気がするんですけども。

関田部会長 それは分科会の報告が終わりましたらすぐそちらに入ります。
では、福祉分科会の方はよろしゅうございますか。後でまた全体の議論をします
ので。

それでは、環境分科会の方で何かご意見とかご質問はございませんか。

右側を見る場合は、最初の審議資料1を見た方が見やすいかもしれません。各分
科会ではご議論いただいておりますが、他の分科会の委員の方は必ずしも十分見る
時間もなかったと思いますので、もしご意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。後で何かお気づきでございましたら、後でまたご質問お願
いします。

それでは、教育分科会でのご報告について、答申内容につきまして。

水原委員 ちょっと誤植だけ。40ページの上から2段落目のところで、同時に講じていく
必要がある、「同意に」というのは、2段目の文章の2行目ですが、「同時に」講
じていく必要がある。この同じ文章は資料1の方にも同じ文章になっていますので、
そちらの方も事務局の方で直していただければと思います。よろしくお願いいたし
ます。

関田部会長 もう一回お願いします。

水原委員 40ページ、上から5行目と言った方がいいでしょうか、二つ目の文章の2行目
最後の方で、「同時に」講じていく必要があると、「同意に」となっていますが。

関田部会長 どうも誤植がありますので、これを訂正よろしくお願いたします。
ほかに何かございますでしょうか。

水原委員 先ほどの問題との関係でちょっとあれですけども、かい離が大きいことはいい
ことなんだというふうな、それは県民は重視しているんだからそれは望ましいこと
なんだという解釈があります。だけれども、それは満足度が高いならば意味あるけ
れども、満足度が低くてかい離が低いのではそれは意味が違うんじゃないのかと申
し上げたところなんです。かい離が大きいということの意味ですね。そんなふう
に解釈していいのかどうなのかというのは、先ほど濃沼委員の方からもありましたが、
不満が50ぐらいだとやはり不満が高いかな。かつ、かい離が20ぐらいだと県民
はいらいらしているかなというふうには私はとったんですが、そうとるべきなのかど
うなのかはちょっと一概には必ずしも言えないと思いますが、そこら辺、どんなも
のかなというふうな印象として残っています。

関田部会長 恐らく後の議論で共通の問題ですので、議論になると思うんですけども、基本
的には重要度というのは県民の要求水準、期待水準であらわしていると考えられて
いるわけですね。それに対して、満足度というのは県民の感じている充足水準。で
すから、期待水準と充足水準の間がかい離であると考えられているわけですが、要

求水準、期待水準が高い場合と低い場合とでそのかい離の意味も違っだらうというのはあると思います。要求水準が高いにもかかわらず実際の充足水準が低いということであれば大きなかい離が出ますので、その場合非常に問題があつて優先的に対応すべきです。ところが、行政部門の評価の中には、それだけ高いんだからこれからも継続してやるべきだという、そういう評価にしてしまつて、この政策・施策の実効評価に関する評価が抜けているようなところが見受けられるというのがあると思います。これは後でまたご議論いただければと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、産業分科会の方でのご報告について何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、後で最後の討論のまとめの答申の中での議論のときに、もし何かありましたらまたご発言をお願いいたします。

それでは、社会資本分科会の報告について、ご意見ございますでしょうか。

先ほど、施策の見直しについて抜本的な検討も必要な時期かもしれないというご発言があつたんですけれども、それはこの中ではどのように…、何か表現されているのでしょうか。

林 委員 「災害に強い地域づくり」ということで、今ここには震災の問題、それから河川の問題、それから土砂災害の問題、いろいろなものが含まれているわけですがけれども、震災対策をいわゆる宮城沖地震等にターゲットを絞つた一つの政策レベルまで上げていくということでない、現在の政策では、十分体系的に網羅されているような書き方になっていないということが1点であります。

それから、最後の国内の交流という中で、先ほどございましたように、今の重点施策が道路中心であるという中で道路だけの交通基盤ということに限定されておりますので、重点施策として公共交通等の他の交通手段の話も盛り込んでいってほしいと、そういう議論が出たということです。

関田部会長 その話は後での議論になりますけれども、まとめの方に入っていますよね。（「はい」の声あり）ありがとうございました。

あとはよろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、この内容につきましてはかなり細かく報告されていますので、その細かく報告されていることについてのご質問も多少あるかと思ひますけれども、それよりもそれをまとめた、結局どういふことを重点的に評価し、また考えたかというそちらの方が重要だといふように思ひますので、答申の中の最初の方の部門に移らせていただきたいと思ひます。一応今までの各分科会の評価内容は、答申内容は一応、先ほどの誤植はありましたけれども、この内容でとりあえず対応するということで、次の答申案の総論部分に入らせていただきたいと思ひます。

まず、事務局の方から、この総論部分に関して何かご説明ございますか。

土 井 審議資料2の1ページをご覧いただけます。

行政評価室長 答申の総論でございます。

1、調査対象、2、調査の方法、昨年度から大きな変更等はありません。3、調査審議の結果等でありますが、今年度は15政策、60施策の審議を行いました。

2 ページに7段階での判定結果を表にしております。政策評価では15政策のうち、5が4政策、4が7政策、3が3政策、2が1政策でありました。施策評価では、60施策のうち、6が2施策、5が15施策、4が24施策、3が17施策、2が2施策でありました。

3 ページ以降には、各分科会の審議結果と各政策・施策についての意見を主なもの6つから8つに絞って記載しております。

8 ページの4、本年度の審議に伴う所感につきましては、本年度の審議を踏まえて(1)から(5)まで取りまとめております。

9 ページから10 ページは分科会審議結果一覧表でございます。

私からの説明は以上であります。

関田部会長 ありがとうございます。

ただいま、総論の部分の内容についてのご説明があったんですが、まず、部会としての答申の内容の方法、答申に盛り込む評価の方法について最初に記載しまして、そして、その評点結果を出して、その後で3ページから各分科会のまとめになる部分を入れてあります。全体の分科会の傾向として審議に伴って得られた所感を8ページに入れてありまして、その後施策評価部会とか分科会の審議の一覧表も載っております。こういう構成で総論ができています。これについてどこからでも構いませんので、ご議論いただければと思いますが、分科会自体の内容は後の方にしまして、最初の方に方法論とか答申の中での評価の方法に関する部分は、ここの1ページ、2ページはこういうことによろしいでしょうか。どうぞ。

濃沼委員 答申の全体の構成についてですが、目次の柱は、「答申に当たって」と、「部会の意見」となっています。ローマ数字の答申に当たってでは、評価の方法ではなくて、本委員会の冒頭の企画部長のごあいさつのような内容を書くべきではないかと思えます。この政策評価がどういう経緯で行われたかを書いていただく。それから、ローマ数字の としては評価の方法、そして、 として評価の結果を書いていただくべきだと思います。8ページにある所感はこれは大きな意味を持つ。所感ではなくて、全体的な事項として評価結果の最初に持ってきていただく。次いで個別事項として各分科会の個別の議論、個別の評価結果を書いていただく。そうすると、読む人にとっては非常にわかりやすくなる。そして後ろの附せんがつけてある部分は資料としてまとめ、さらに細かな結果を知りたい場合に見ていただく。そうすると、部外の人がこの答申を見たときに理解しやすいのではないかと思います。

関田部会長 ありがとうございます。

濃沼委員のご意見は、まず、そもそも答申の意義は何かということ、まず最初に、部長のおっしゃられたような内容を盛り込んで答申そのものの意義づけをします。それでその後で評価結果を出して、あと総論的な評価結果を最初に出すということですね。所感になっていたようなところの大きなまとめの総論的なまとめを最初に出して、その次に各分科会の報告を出して、最後に詳しい行政部局と政策評価部会の対応表を持っていく。そういうご意見であります。

わかりやすいご提案であったと思うんですが、いかがでございますか。どうぞ、水原委員。

水原委員 概略は今の意見に賛成なんですけど、ただ、答申に当たっては、やはり答申する側の委員長が答申に当たってを書くべきじゃないかなというふうに思いますので、その点だけちょっと修正かと思います。

関田部会長 確かにそうですね。
ほかに何か。
それでは、答申の枠組みとして…。どうぞ。

宇田川委員 議事録のこの中で言うべきかどうなのか、ちょっとわかりませんが、今後の問題になってしまうと思うんですけども、僕も分科会の横の関係が見えなくて、全体で見て今気がついた点なので、言いますけれども、例えば23ページの政策名、「子供と家庭を支える相談支援体制の充実」と、その政策指標が不登校、小中、それと39ページの「不登校生徒等の支援」、政策名、その指標がやはり不登校の小中ということになっているんですね。つまり政策が二つ違うにも関わらず、政策指標が同じものを二つ使っているということに、やはりそれぞれの分科会の横の連絡とその政策に対する指標が適切かどうかということをややはり考えていかないと、同じ指標を二つ使って別の政策を評価するということになるんじゃないかと、ちょっと変なことになってしまうので、そこも全体会としてやはり議論して、これは今後の問題になるとおもいますので、していくべきことだろうと思います。以上です。

関田部会長 ありがとうございます。
分科会を一応分けてはいるんですけども、相互に関連性のあるような分科会の中身、政策・施策が入っていたり、あるいはちょっと中身は違うんですけども、政策指標、施策指標が似てくるような、そういうこともあると思うんですね。こういうことに対してどう対応するかというふうなご意見だったんですが、いかがでしょうか。

去年、おととしもこういうふうな問題があって、各分科会が相互乗り入れをすると、関連ある分科会の内容について関係がある委員がそこに一緒に出席して議論するというふうなことを一応はやっていたんですけども、それでもこういうような問題がまだ起こるといことでありますね。この辺の政策・施策の評価指標というのは非常に問題があるところなので、かなり総合的に見直しをするという必要が多分あって、それがこの総論の中にも実は入っているんですね。だから、ご指摘のとおり議論はあると思います。

そのほかに何かございますか。どうぞ。

宇田川委員 多分、これの23ページの方、多分国が少子化対策として子育て支援というのはかなり力を入れてますよね、多分その一環の中での政策の中に入るんじゃないかなという気がするんですね。そうすると、そのための政策の評価名を持ってこないとなちょっと不具合かなというような、これは個人的な意見です。

関田部会長 ありがとうございます。
国も政策評価をやっているわけですから、財源を使ってどのような効果を上げた

かということを経済省に報告しなければいけないので、それを得るためにも県にも同じような政策なり施策なりの指標の結果を求めるということはあると思うんですね。それで、県独自で考える指標と国がある程度要求するような指標とを組み合わせて、あるいは重ね合わせて使っていくということではないかと思うんですが、どうぞ。

濃沼委員　今の議論は先ほどの施策と政策の体系見直しとかなりかかわるので、ここで所感にある全体的事項を書きいただければいいんですけども。

関田部会長　たしか、中に入っていたと思うんですね。後でちょっと見ていただきたいと思うんですけども。ちょっと足りなければ追加をお願いいたします。

先ほどの濃沼委員からのご提案はとにかく答申案の枠組みをどうするかということに関するご提案で、それについては各委員のご了承を得たというふうにご理解してよろしいわけですね。では、そういう対応をさせていただきます。

それでは、個別の審議をお願いいたします。

答申の最初の序文については、私が何か答申の意義について書かせていただいて、後で各委員に送らせていただきたいと思います。

では、まず総論からやっていきましょうか。評価の方法にいきましょうか。評価の方法については、1ページに書いてあるんですが、こんな内容で十分かどうかということです。さらっと書かれているんですけども、分科会の委員の方々は膨大な時間を使って、あるいは部局の関係者の方々も膨大な時間を使って相互に審議をしたわけですね。その結果は後ろの方にどれぐらいの審議をしたかは載ってはいますけれども、1ページにさらっと書いてあるんですが、わかりやすいと言えばわかりやすい。よろしいですか。こういうことよりもむしろ方法論はさらっと書いて、後ろの中身、方向を重視した方がよろしいですかね。

では、一応これでいいということにして、次に進みます。

結果でございまして、この結果については2ページにありますが、余りこれ以上は書きようもないような気もしますが、いかがでしょうか。

それでは、一応こういう形で出すということにいたします。

次に、総論でございまして。このページでは8ページになっていますけれども、本年度の審議に伴う所感というのを、これは総合的な評価点なんですよね。総合的な問題としてここに指摘する評価のポイントなんです。どういう表現がいいか、わかりませんが、要するにこの部会の答申として最も基本的な流れのところなんですけれども、ただ、評価の方法論自体がまだ完全にできていませんので、できていないという指摘と、それから、不十分ながらも一生懸命やったという評価もあるんですね。その辺の書き方がよく注意しないといけないと思うんですが。だから、余り最初の総合評価だけ見てしまうとこの評価の体系自体の方に評価の視点が変わってしまうという、そういう注意しなければいけない点もあると思うんですね。現在与えられた条件の中での評価体系の中で行われた評価というのは、実は各分科会の評価ではあるんです。多分この後ろに持ってきた意味はそういう意味もあったんじゃないかと思うんですけどもね。もしも最初の濃沼委員のご提案のように、総論的なものを書くのであれば、それぞれの分科会に共通性のあるものをここにかなり持ってきて、それをまとめにして、なおかつ問題点のあるところは後ろ

の方に入れておくというようなバランスも必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

鈴木委員 先ほど、宇田川先生の方からでしたか、国の政策・施策と、それから県の政策・施策の関係が問題になっているわけですが、例えば答申に当たって、審議資料の2の3ページの下から二つ目のパラグラフ、政策3、「子どもを安心して産み育てることができる環境づくり」について、これは後ろの方の21ページを見ていただきますと、政策整理番号3、そして「子供を安心して産み育てることができる環境づくり」というのは1-1-3となり、その中の1が「安心して妊娠・出産ができる母子保健の充実」、それから2が「出産や子育てのしやすい労働環境の整備」、それから4が「子育て家庭の経済的な負担の軽減」、これは次のところが空白になっております。これは今回はこの施策について検討する、評価をするということをやらなかったんですね。

それはどういうことによるのか、県の方では、これらのことについても、一生懸命なさっていたわけですので、こんなことを申し上げるのは申し上げにくいんですけども、こういう実は国の政策・施策、その影響するところが大きだから、県がその中に切り込んで果たすべき役割というようなものは制約を受ける。だから、取り上げないみたいなご説明が書かれていました。確かに、そういう国の施策と県の果たす役割というのは異なってくるだろうとは思いますが、そうしますと、県の方は国から言われたとおりの範囲の中でやってしまうというのであればちょっと県民としては納得しがたい面があります。

やはり県の果たすべき役割というのはあるはずですから、予算も全部国が握っていて、国全体としての政策というようなことになるから、県が独自性を出すことというのは非常に難しいとは思いますが、県として出せる独自性、県としてやれることというのがあるはずですので、国が出しているこういう政策・施策について提言なり、あるいは分析をして、ここはおかしいんじゃないか、こういうふうに改善すべきではないかというようなことをやはり考えていくべきではないかと思えます。そのため、3ページのところを見ていただくと、こういうものは指標を設定して県の果たすべき役割を探求すべきであるというのを福祉分科会としては問題点として書かせていただいているわけです。

ですから、県はいろいろ福祉の面なんかについて独自性を発揮してやってきているわけですので、国の政策・施策について切り込める部分というのは制約があって難しいかもしれませんが、こういうことはやるべきであるというようなことを一応お書きいただいて、基本票の右側へでしょうか、報告書には書いていますよね。

だから、果たすべき役割は非常に制約されて小さい、だからしないんだというようなことではなくて、やれることは何か、そしてこれを見ていただきますと、21ページのところは1はよいんですが、「出産や子育てのしやすい労働環境の整備」というのは重視度が2位になっておりますし、「子育て家庭の経済的な負担の軽減」というのは1位なわけですね。だから、県民の満足度調査なんかでは非常に重要視しているわけで、今回の選挙でも年金やら雇用やらが大事なのにそちらの方をやらぬというのが問題になっていますけれども、こういうところをやはり見ていただいて、制約はあるけれどもこういうことはできますよというようなことをやはり考

えていていただきたいなど。そして、来年度はそういうような視点に立ってやっていただけるとありがたいという感じを持ちましたので、ちょっと発言させていただきました。

関田部会長 ありがとうございました。

宇田川委員のご指摘と重なるところだと思うんですが、県は国と市町村と関係ありますので、その辺で県独自のものをつくっていった場合に、評価指標をつくる際にいろいろ検討しなければいけない問題が発生すると。国がつくるからつくらなくていいというよりも、やはり県独自の政策・施策ですからそういうものを考えていくべきだというご発言だったと思うんですけども、いかがでしょうか。どうぞ。

宗前委員 指標という点ではまさにそうだと思うんですね。つまり、中央省庁の補助事業に、メニューに乗った形で県、市町村で政策が展開されていく中で、霞が関の方でとってほしいと思っている指標があるのは、これは当然ですし、先ほど部会長がおっしゃったように、政策評価法の中で各省庁が持っている政策は事後評価を要求されますので、彼らが彼らとして指標をつくってくださいというのは別に何ら悪いことでもないし、これまた場合によっては流用してもいいとは思うんですね。

ただ、それは国が言っているからこの資料で十分なのだという意味ではなくて、たまたま国がとれといった指標はそのまま県でやっている政策に使えるという場合においてのみ使えばいいのであって、要は、県の政策としてやっているときに大事なことは、県が目指すべき方向性をその指標で政策による状況コントロールを測定し得るかどうかなどだけを考えればいいと。それで、国が出してくる指標というのはちょっと不十分であると思えば当然自分たちでより適切な指標を考えなくては行けないわけで、その意味ではその指標が実はどこがつくったものなのかということよりも状況を適切に判定するものかどうかなどということだけを委員は考えればいいのかなというふうには思っています。なければ、ぜひつくってくださいというふうに言うべきなんだろうと思います。

もう1点、実はぜひ所感に載せてほしい、それは特に他の分科会でも状況がそうであるということであれば載せてほしいことがあったんですが、今の話とも関係するんですけども、仮に全体状況を測定するような指標をとったとします。ところが数字の伸びがないというときに、それが政策内容がよくないからとか、県ないしは関連団体の努力が足りないからという場合ではなくて、現状の政策の枠組み、特に補助事業の枠組みだとどうしてもそういうお金の使い方はできない場合もあると思うのです。

それから、もっと具体的に申し上げますと、資料の方の1になりますが、18ページに、私が参加した教育分科会であった案件でちょっと気になった点を書きました。要は、所管課は決まっているんだけど、ぶら下がっている事業の事業の所管課が多数多岐にわたっている場合に、個別の事業というのは個別の目的が実はどうもあるわけですね。ただ、政策目的が似ているとか、あるいは相互作用という点で一つにした方がいいからまとめているんだけど、お財布の出どころが違ったりすると、特に文化環境部なんかで所管ということになっている施策や政策はしばしばそういうことが起きて大変気の毒だと思ったんですが、手足がないものですから、またこうやってくれという命令する権限もないわけですね。

例えば文化環境部の中で国際化を推進することになっているんだけど、実態的な事業は教育委員会の中に置かれていたりとかするという場合に、委員が善意で指摘した、「もっと総合的にやってくれ」とか、「連携をとれ」というふうに、あるいは「連携のとり方が不十分じゃないか」ということが、現行の政策の進ませ方として無理があるという場合もきっとあるんだろうと思うんです。

結論を申し上げますと、しかし、そうであっても現在のお金がなくて、しかもより少ない資源でより効率的にやっていかななくてはならないというときには、いわば一丸となって総合的にやっていかななくてはいけないんだと。それはあくまでも現在の法律では無理なのかもしれないけれども、県民の求めているのはそういうことですからというような指摘をしておくことはきっと大事なんじゃないかと思ったわけです。

審議資料1を見ていますと、福祉分科会でもうっすらとそういうような状況があったのではないかということがうかがえますし、社会資本分科会とか環境分科会でも多分似たような案件が、つまり所管課は決まっているんだけど、所管課の下にぶら下がっている事業担当課は実は違っていてお財布が違っているので、実際にはタコつぼ状況になっていて容易にコントロールできないという状況がもしあるんだとすると、来年、再来年の課題ではないけれども、中長期的にはぜひそういうことを見直していく方向でやってくださいという指摘をしておくことは大事なのかなと思ったわけです。

できればそれを所感というか、総論部分に措置をしていただけるといいかなと思ったので意見を申し上げました。

関田部会長 ありがとうございました。

宗前委員のご指摘は幾つかあるんですけども、一つは、施策とか事業を遂行していく上で、年度の努力が直ちに反映されるような領域と時間がかかるものがあって、それをきちっと理解した上で評価議論していかないといけないという結果に至る場合がある。もう一つは、手足が自由度がなくて、必ずしも予算上あるいは法制上、手足が縛られているにもかかわらず何かやらなければいけないという、非常に制約条件がある場合に、その達成度をどう評価するかというようなこともあったと思うんですね。

だから、そういうものはその中で行われているということをよく議論しているんだということは書いておいた方がいいかもしれませんが、そういうものを総論のようなところに書き込むというご提案ですよ。

宗前委員 もっと言うと、ちょっと大げさな話なんですけれども、分科会の議論の中で見えてきた制度の課題、この場合の制度というのは政策評価制度ではなくて、中央・地方関係の制度なんですけれども、そこについてどこまで届くかわからないけれども、実際に個別の評価をやっていくと所管課と関連団体と、それから委員の努力でもどうにもならない領域があって、それも何とかしてくれないとまずいんだという指摘はしておいた方がいいんじゃないか。それはもう少し上の話になってしまうんですけども。県だったら県として中央省庁に対して制度改革を迫っていくときの、一つの現場でこういう意見が上がってきていますということぐらいの意味しかないのかもしれませんが。しかし、現実問題としては今の制度を守っている中で、政策の

成果を達成するというのは相当難しくなりつつあるということを委員としては気づいたということなんです。

それがもし他の分科会でもそれは確かにそのとおりだというふうに思っていたければ、共通の課題として、中長期的な課題として今後はそういうことも踏まえて制度改革をしないとまずいですよという、ちょっと一步踏み込んだ形になるんですけども、執行体制に対する提言ということになります。

関田部会長 ありがとうございます。

一つは、政策評価の枠組みの仕様としてインプット、事前評価的な指標、プロセス評価、事後評価的なものを入れると多少そういう対応ができるんじゃないかという議論はつながったんですね。ただ、国と県の関係でいうと、これは、どう調整するかということで、県が制約された範囲外のことをできませんので、その辺の問題は残りますが、それは国と地方のあり方、分権かどうするのかという議論になってきますから、その辺のところを書くことはできても、総論になるのか課題になるのか分かりませんが、その辺で書くということになるのではないかなと思うんですけどね、もし書くとすれば。

そのような内容を書きこむというご提案でございますが、いかがでしょう。
どうぞ。

濃沼委員 この8ページ目の所感という表現はやめ、全体的事項と個別的事項に分けていただくのがいいと思います。全体的事項の中で、8ページの(1)と(2)を「評価体系について」という1つの柱にし「政策評価指標」、「県民満足度」、「指摘事項に対する県の対応について」を加えて4つの柱にする。今までの議論の中で、体系の見直しについての意見がずいぶんありました。施策を政策にすべきだとか、分科会でオーバーラップしている施策があるとか、組織再編を今から考えないと実効性が少ないのではなどの議論、これをいくつか小さな柱として、指摘できるのではないかと思います。

あるいは、指摘事項に関する県の対応のところコメントしてもいいと思うんですけども。全体を貫くこの事柄というのは一番大事じゃないかと思うので、ぜひ今申し上げたまとめ方をしていただきたい。

関田部会長 8ページの所感というのはどちらかと言うと、今後の課題的な内容を含むものなんですよね。実は、これが非常に問題であったために政策・施策の評価が非常に困難であったということなんですけれども、これを主要な総論として入れた方がいいのか、あるいは最初に出てきた2ページの評価がありますよね。この数字の意味することと、実は各分科会ごとにまとめが行われていて全体のまとめは実はないんですね。それを前段の総括のようなものに持ってくるか、後ろのちょっと8ページのを総論に入れるにはもう少し追加しなければいけないような気がするんですけども。

どうぞ。

宗前委員 所感の取り扱いをどうするかという話にしますと、やはり全体評価があった方がいいと思います。いきなり、個別の分科会の意見が書いてあるというのは個々の指

摘を重視してくれというメッセージと受け取れなくもないんですが、評価委員会そのものがタコつぼに入ってしまったって全体を討議するロジックは書かれてない、一種のメモとしての所感が最後につけ足しになっているということだと、やはりここに、まさに濃沼委員のおっしゃるように、「所感」に書かれたことがそれほど重視して受け取られない、いずれは考えてみようか程度のことになってしまうだろうと思うんですよ。そうではなくて、あくまでも、もし部会長がおっしゃるように、例えばこの(1)から(5)までの指摘というのはそこまで重いものとして書いていないということであれば、書き直しを含めてということになりますけれども、読んだ限りでは(1)番から(5)番というのはほぼどの領域にも適合することでそれぞれ大事だと思いますので、柱たり得るのではないかと思うんです。

いずれにしても4本柱、濃沼委員がご提案になった4本柱で私もいいと思いますけれども、4本柱プラスアルファぐらいのことを全体をカバーする問題点として、ことしの評価の問題点として指摘すると。それは短期的な問題と中長期的な問題が混在しているけれども、トータルではこんな感じだと。個々の案件については3ページ目から7ページ目を読めと。それを読むと最初に出ている数字の表、成績表の意味がよくわかるだろうという構成にしておいた方がいいのかなとは思いますが。

関田部会長　　ちょっと提案なんですけれども、後ろの8ページ、これは非常に重要な指摘なんですけれども、これと各分科会、それと2ページの評点の意味の評価と、それから各分科会をまとめたものをセットにして最初に持ってくるというのはいかがですか。そこで1ページぐらいかどうか、そのぐらいになると思うんですが、そこがこの答申の評価の総論部分で、あと各分科会のこの評価が入ると。だから、この所感の部分は最初の方に総論のところを持って行って、ただ、これだけだと問題点の指摘ばかりに見えてしまうので、分科会のやられた内容についても半分ぐらい入れてバランスをとるというふうな、そういう考えはいかがでしょうか。

濃沼委員、いかがですか。(「はい」の声あり)

では、そういうことで。実は8ページのこの問題が解決されないと、評価対象がうまく評価できないんですね。だから非常に重要なことではあるんですけれども、しかし、一度に改善はなかなかできないので、今回の問題点がありながらも各分科会、あるいは各部局が協力して審議した結果をまとめて一番前に持ってくるというような対応でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そのほかに何か。これは構成の方のご提案として出されたんですけれども、構成のことについてはよろしゅうございますか。

それでは、各分科会のまとめのところでございますけれども、3ページから、福祉分科会からあと順次7ページの社会資本の分科会まで、まとめが書いてありますが、この内容でよろしゅうございますでしょうか。

濃沼委員　　全体的な事項の2番目とするかどうかわかりませんが、政策評価指標についてのところです。

関田部会長　　8ページですね。

濃沼委員 8ページの政策評価指標についてはぜひリストをつくっていただきたい。改善を指摘されたものと適切と考えられたものを分けて。改善を指摘されたものはすぐに改善できると思わないんですけれども、同じことをいつも分科会で指摘されないように、分科会で改善を指摘されたものなのかどうかを明らかにする。しばらく時間を使って改善できるのかどうかというのをフォローしないといけない。つまり物差しがいつもふらついていてはいけません。

関田部会長 要するに物差しの評価もやらないといけないということですよ。

濃沼委員 一度リストをつくっていただければ分かり易いと思います。参考のところでも結構ですけれども、各委員から改善を指摘された政策評価指標にはどういうものがあるか、今のままでいいと言われたのはどういうものがあるかを分けていただく。それをフォローしていただくと次回かなり省力化できると思うんです。

関田部会長 濃沼委員のご提案は指標に関してだけだったんですけれども、今まで行われた議論の過程で、改善をお願いしたいということを言っているにもかかわらず例年同じことが行われているという指摘は時々起こっているんですよ。それで、これは指標に限りませんけれども、前年度指摘されたもののリスト、指標も含めて、そういったものをきちっと星印か何かで書いてもらっていて、それがどういうふうに議論され変わっていったのかというようなご説明を十分していただけないでしょうか。

濃沼委員 とにかく指標を...

関田部会長 指標は重要ですからね。

濃沼委員 指標は是非とも改善をお願いしたい。例えば最初から100%達成の指標があるんですが、これでは施策評価で何を見てるかわからないんです。指標として指摘を受けたものはリストとして1枚か2枚できるはずなので、それをフォローしていただく。今後1年間なり2年間の間のより適切な指標を探す努力を促すためにも。

関田部会長 そうですね。だから、どこか、ここにも書いてあったと思うんですが、研究者と専門家と、3番目のところで、相談するなどして整備してほしいということは書いてあるんですけれども、そういった濃沼委員の指摘のような、きちっとリストなどをつくってというような細かいことを入れるというような形で対応したいと思います。

あと、よろしゅうございましょうか。

結局、自分たちでなかなか考えがつかないということもありますので、せっかく専門の委員の方々がいらっしゃるのぜひ相談してくださいという、こういうことだったと思うんです。

各分科会の方でいかがでしょうか。

長谷川
副部長

今の指標は、変えるかどうかは別な問題ですけれども、指標は簡単な計算ですぐ出てくる指標と、かなりたくさん因子を含めたもので出てくる指標がありますよね。その中で県の対応とか対策がその指標にどういうふうな影響を与えているかということをもう少し検討してほしいと思います。私たちが指標で、例えば去年よりよくなった、悪くなったと出てくるんですけれども、どこが悪くなったのかとか、逆にいうと、どこが、県が対応して効果があがったとかというものを細かく聞いてもよく答えが出てこない。多分指標の数字だけで評価していますから問題がある。県がいろいろな対策をしているわけですから、どういうふうに、いい方向に向かっているかというのをもう少し評価する意味でもそこら辺が必要かと。いわゆるインプットとアウトカムの問題等を含めましても、どこにどういうふうな資金を出した、どういうふうな手当をした、だからこういうふうなことが効果があったというものもわかるような指標の内容をもう少し検討したものがあってほしいかな、というのが、私たちが分科会でいろいろと話し合った中で問題になったところの感想です。

関田部長

政策・施策の指標というのは政策変量と結びついていないと、長谷川委員のご指摘のように、指標が変わった意味がわからないということが起こってきますよね。したがって、行政部門の中でのいろいろな政策・施策、事業に何らかのリンクした形で指標がきちっと出ているというようなものははっきりしていないと、指標をつくってもどのような形でサービス介入させるかという対応の仕方がよくわからないということが起こってきますよね。その辺のこれも指標の作り方になるんですけれども、政策変量としてコントロールしやすいような、あるいは測定が容易であるとか、幾つかの条件があると思うんですけれども、指標というものは。そういったものをぜひ工夫していただきたいと、そういうものも中に入れておくということでもよろしいでしょうか。

あとは何かございますでしょうか。よろしいですか。各分科会のまとめについては分科会のコーディネーターの委員の方には目を通していただいていると思うんですけれども。

では、この総論につきましては、濃沼委員のご提案のように、最初に、答申については答申の背景とか意義を書いて、それで次に、評価の方法論について説明して、ちょっとこれはもう少しこれでいいかなという、皆さん、もしご意見があれば後でもいいですからください。方法論を書いて、その後で評価結果を出すと。その次に全体的な分科会の評価をまとめたもの。後ろの方の8ページの方の、ここでは所感になっていますけれども、課題に当たるようなところも非常に重要なものですから、それも含めて書くということで。その後は、3ページからの各分科会報告がきまして、その後に評価部会分科会審議会の結果一覧表、9ページから載せて、その後は最後の資料をつけておくと。こういうことでよろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、一応こういうふうな構成内容で部会長の方で案をつくらせていただいて、それで各委員に送らせていただきたいと思いますと思いますが、そういう対応でよろしゅうございますか。

それでは、一応そういうふうな対応にしたいと思います。

この答申案は先ほどのご説明もありましたように、10月の下旬に答申をするということになっていますので、その過程で直す部分とか、あるいは追加等のご意見がございましたら、事務局の方にご連絡をいただきたいと思います。

それからもう1点、答申をする際のことなんですけれども、浅野知事に答申書を手渡すというセレモニーをすることになっています。昨年、一昨年と長谷川副部長の方からお渡しいただいたんですが、ことは9月の県議会が終了する10月中旬にそのセレモニーをすることになっているんです。その際、改めて部会を開催するというのは、それだけのことでお集まりというのはなかなか大変でございますので、これまでと同様に部会を代表して私、もしくは私の都合がつかない場合には副部長の長谷川委員から手渡すということにしたいと思うんですが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのような対応で答申させていただきたいと思います。

一応予定していた議題は以上ですけれども、何かつけ加えてご発言、ご意見ございましたらお願いいたします。

それでは、私の方できょうのご意見を再度まとめさせていただいて、その結果を各委員にご報告するというところで、またご意見を賜りたいと思います。

次回の部会ですけれども、第3回の政策評価部会は、11月11日10時から12時まで、この場所で開催予定となっています。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で会議を終了したいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。

宮城県行政評価委員会 政策評価部会

議事録署名委員

議事録署名委員